

主催：大阪弁護士会中小企業支援センター

## 中小企業金融円滑化法期限切れ 問題110番の実施について

リーマンショック以降の景気低迷による中小企業の資金繰り悪化への対応策として時限立法として施行され、その後も延長されていた「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」といいます。）が、平成25年3月末に期限を迎えます。

そこで、大阪弁護士会の中小企業支援センターでは、中小企業金融円滑化法の期限切れに伴い、資金繰りの悪化が予想される中小企業のための電話相談を実施いたします。弁護士が無料で相談にのります。お気軽にご相談ください。

### 実施日時

2013年2月1日（金）  
10：00～16：00

### 電話番号

06-6312-6166



### 相談担当者

大阪弁護士会中小企業支援センター相談担当員

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5  
大阪弁護士会 中小企業支援センター

電話 06-6364-1248